

UCCグループのみなさまへ 火災保険のご案内

団体扱の分割払いなら分割割増がないため、一般的な分割払いより割安な保険料です！
(保険契約者はUCCグループ社員に限ります。)

タフ・すまいの保険

	建物	家財	おすすめ！ フルサポート プラン	共同住宅建物 専用プラン セレクト (水災なし) プラン ^(注1)	セレクト (破損汚損なし) プラン
	事故の例	事故の例			
① 火災、落雷、破裂・爆発	隣家が火災になり、自宅にも延焼してしまった！	家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまった！	○	○	○
② 風災、雹災、雪災	台風による強風のため、屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまった！	台風による強風で窓ガラスが割れてしまい、窓から風雨が吹き込み、室内の家具が壊れてしまった！	○	○	○
③ 水ぬれ	水道管の破損によって、天井や壁紙が汚れてしまった！	排水管の破損によって、家財が水を被って損害を受けてしまった！	○	○	○
④ 盗難	泥棒が家に侵入した際に、ガラスを割る等、建物に損害が発生してしまった！	空き巣の被害にあい、電化製品を盗まれてしまった！	○	○	○
⑤ 水災 ^(注1)	豪雨により土砂崩れが発生し、家が全壊してしまった！	豪雨により床上浸水となり、電化製品が壊れてしまった！	○ ^(注2)	×	○ ^(注2)
⑥ 破損、汚損等 ^(注) (注)外部からの物体落下等、騒擾を含みます。	自動車飛び込んできて、塀や外壁が壊れた！ 専用水道管が凍結により破損してしまった！	パソコンを机から誤って落として壊してしまった！	○	○	×

(注1)「セレクト(水災なし)プラン」、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」は、マンション等の共同住宅建物専用プランです。

(注2) 水災の補償は、以下を選択することも可能です。

【共同住宅1棟以外の「水災一時金特約」をセットした場合、保険金額の5%に相当する額(1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度)を保険金としてお支払いします。

【共同住宅1棟の「水災一時金特約」をセットした場合、1回の事故につき保険金額に支払限度額割合(10%または30%)を乗じた額を限度に保険金をお支払いします。

※1 すり傷、かき傷等の外観上の損傷または汚損であって、その機能に支障をきたさない損傷については補償されません。

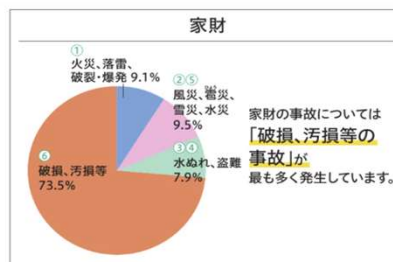
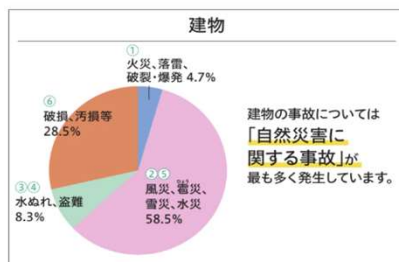
※2 窓や戸等からの風、雨等の吹き込みによる損害や雨漏り(滲入)等による損害は補償されません。

※3 マンション等の共同住宅建物で保険の対象を専有部分のみとする場合、共用部分については補償の対象外となります。

上記のプランのほかに「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン^(注1)」(①～④の事故を補償)および「エコノミープラン^(注2)」(①、②の事故を補償)を選択いただくことも可能です。

事故件数の割合

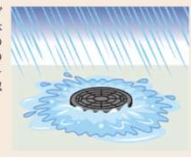
平成30年～令和4年「すまいの火災保険(旧家庭総合保険、住居建物総合保険を含む)」の事故件数割合です。



本当に水災のリスクはないですか？

河川からの距離に関わらず、排水路や下水管の処理能力を超えた水があふれる内水氾濫が近年増加しています。洪水ハザードマップで浸水地域に該当しない場合でも、水災が発生する可能性は十分あります。

※内水ハザードマップを作成している自治体もあります。作成の有無は国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」で確認できます。



免責金額

免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

建物と家財について、それぞれ免責金額を設定してください。

下表のとおり、②風災、雹災、雪災について、その他の補償区分と異なる免責金額を設定できます。

(注3) 建物全焼・全壊のときには、免責金額は適用されません。

(注4) 建物の築年数が50年以上または築年数が不明の場合、所定の免責金額を設定いただきます。また、「屋外明記物件特約」をセットした場合、建物と同額の免責金額が適用されます。

(注5) 「水災一時金特約」をセットした場合の⑤水災の事故については、免責金額は適用されません。

(注6) 建物、家財それぞれで免責金額「なし」「1万円」「3万円」を選択したご契約であっても、③水ぬれ⑥破損、汚損等による損害については1回の事故につき免責金額「5万円」が適用されます。また、「建物電気的・機械的的事故特約(専用・併用住宅用)」に規定する保険の対象に発生した損害についても、建物の⑥破損、汚損等と同額の免責金額が適用されます。

(注7) 「家財明記物件特約」「自宅外家財特約」をセットした場合、家財と同額の免責金額が適用されます。



建物の免責金額^{(注3)(注4)}

① 火災、落雷、破裂・爆発	なし ^(注6)	1万円 ^(注6)
③ 水ぬれ	3万円 ^(注6)	5万円
④ 盗難	10万円	
⑤ 水災 ^(注5)	10万円	
⑥ 破損、汚損等	のいずれかから選択	
② 風災、雹災、雪災	なし	1万円
	3万円	5万円
	10万円	20万円
	※上記の補償区分共通で設定した免責金額以上での設定となります。	のいずれかから選択



家財の免責金額^(注7)

① 火災、落雷、破裂・爆発	なし ^(注6)	1万円 ^(注6)
③ 水ぬれ	3万円 ^(注6)	5万円
④ 盗難	10万円	
⑤ 水災 ^(注5)	10万円	
⑥ 破損、汚損等	のいずれかから選択	
② 風災、雹災、雪災	なし	1万円
	3万円	5万円
	10万円	20万円
	※上記の補償区分共通で設定した免責金額以上での設定となります。	のいずれかから選択

地震保険

地震保険の補償概要

地震等の損害に備えて、地震保険のセットをおすすめします。

「タフ・すまいの保険」だけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震保険をご契約いただいていない場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害についても損害保険金をお支払いできません。

保険の対象について

地震保険の対象は、
「居住用建物」および「家財」です。



保険金額の設定について

地震保険の保険金額は、セットでご契約する「タフ・すまいの保険」の保険金額の30%～50%の範囲で1万円単位で設定できます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払いについて

損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の保険金額の一定の割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金	限度額
全損のとき	地震保険金額の 100%	時価額 ^(注)
大半損のとき	地震保険金額の 60%	時価額 ^(注) の60%
小半損のとき	地震保険金額の 30%	時価額 ^(注) の30%
一部損のとき	地震保険金額の 5%	時価額 ^(注) の5%

(注)再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

※損害の程度が一部損に至らない場合には、保険金のお支払い対象とはなりません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定の基準は、P31契約概要のご説明②

2 保険金をお支払いする場合(補償内容)をご参照ください。

このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・すまいの保険(すまいの火災保険)」パンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。

また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

取扱保険代理店



UP AGENT

兵庫県神戸市中央区多聞通5-1-6



0120-698-881

FAX 078-351-2758